守谷市議会議場システム等更新業務 仕様書

本仕様書は、守谷市が発注する、守谷市議会議場システム（映像・音響設備等）更新業務、情報提供設備（デジタルサイネージ）及び登退庁表示設備の新設業務に関し、受託者が実施すべき業務内容を定めるものである。なお、本プロポーザルは、令和９年度当初予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の否決・減額等があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

1. 件名

守谷市議会議場システム等更新業務

2. 業務概要

(1) 目的

守谷市議会における議会運営の円滑化を目的として、機器故障が課題となっている本会議場（以下、「議場」という。）の映像音響設備の更新とともに、議場内の傍聴環境向上を目的とした電子採決設備や音声字幕システム、市民への議会情報の配信を強化するための情報提供設備（デジタルサイネージ）や登退庁表示設備等を導入する。

これにより、議会運営の効率性や確実性を確保するとともに、議会情報を分かりやすくかつ効果的に配信することで市民の議会への関心を高めること、ひいては市民に開かれた議会の実現を目的とする。

なお、本仕様書は業務の実施内容を示すものであるが、本仕様書のほか、守谷市契約事務規則等の関連法令に基づき実施し、業務の性質上当然実施すべき事項や記載がない場合であっても業務遂行に必要な事項については全て実施し、従事者に周知徹底の上、遂行すること。

(2) スケジュール

構築業務の構築期間は、令和９年９月下旬から、令和９年11月中旬を目安とし、期間内に構築業務及び事務局操作員への研修に加えて、全議員に対する電子採決システムの操作研修を完了するものとし、令和９年12月定例月議会より運用が開始できることとする。

(3) 業務履行場所

茨城県守谷市大柏 950 番地 1（守谷市役所内議会棟：議場、議場前、議会事務局執務室、議会棟 1 階）

(4) 契約期間

契約締結日から令和 10 年 2 月 10 日まで

3. 基本要件

(1) 議会運営を支援するシステムとして、音響・録音設備、映像・録画設備、表示設備、制御装置、運用ソフトウェア等の関連機器を更新すること。なお、導入機器は全て新品とすること。

(2) 情報提供設備（デジタルサイネージ）を導入し、議会棟 1 階に設置するディスプレイに来庁者へのインフォメーションを表示可能とする。

(3) 導入機器等は、省電力・省スペースであり、かつ、容易にメンテナンスが可能であること。また、本仕様書の要件を満たすために必要な関連設備・付帯機器については全て本業務内で設置すること。

(4) システム構成に必要な機材で、会議運営中に操作を必要としない機材は、モニター室内の収納架に設置する。収納架は既存の収納架は撤去し、新たに収納架を設置すること。なお、収納架内にファンを設置するなど熱による機械故障を防ぐための放熱措置を講じること。

(5) システム構築に必要な配線工事、電源工事は本業務内で実施すること。

(6) システムの操作にあたって、専門知識を有しない事務局職員でも容易にシステム起動やシャットダウンを含めた操作がおこなえる機器及びシステムを構築するものとし、システム導入時は操作研修及びサポートをすること。

(7) 新たな機器及びシステムの導入に伴い、不要となる既存機器等は撤去し、適切な方法で廃棄すること。

(8) データの漏洩、滅失等がないよう、セキュリティ対策には十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めること。

(9) 導入するシステム等の構築、積算、提案に当たっては、長期間安定的に運用できるよう以下の点に考慮すること。

・単一機器の故障がシステム全体へ波及しにくい構成
・音響、録音、映像、電子採決、字幕、サイネージ、登退庁表示等の設備間における障害の影響分離
・故障箇所の特定、切離し及び機器交換の容易性
・設定情報のバックアップ及び機器交換後の復元

・停電、復電、放熱、電源及び配線への対策
・主要機器の保証、修理、部品供給及びメーカーサポート予定期間
・専用機器又は独自仕様を採用する場合の必要性及び将来更新への影響

(10) 導入後の設備維持のため、保守体制を有していること。なお、保守契約は別途契約するものとする。

(11) 過去 10 年間（平成 28 年度～令和 7 年度）に国、県又は他の地方公共団体が発注した議場システムに関し、本業務と同等以上の規模及び機能を有する業務の履行実績を 1 件以上有すること。

※なお、「同等以上の規模及び機能」とは、以下を満たすものとする。
・議員定数が 16 人以上であること
・議場内に設置するカメラが 3 台以上であること
・本業務で求める主要な機能（例：電子採決機能、自動カメラ追尾機能、配信機能など）を有していること

(12) 本市の現行議場システムにおいて機器故障が課題となっている状況を踏まえ、本システムは、長期間安定して運用できる構成とし、障害の未然防止、障害発生箇所の早期特定、障害発生時の影響範囲の局所化及び早期復旧に配慮すること。また、特定の機器に障害が発生した場合においても、障害のない機能まで一律に停止することがないよう、可能な限り設備又は機能ごとに独立して運用できる構成とすること。

(13) なお、本業務において導入するシステムにおいて、本市の庁内ネットワークへ接続する必要がある場合は、事前に本市の関係部署と協議の上、その承認を得ること。

4. システム仕様

(1) システム操作

議場内に操作用のタッチパネルを設置し、システム操作の一元管理が実現でき、1 人の操作者で議会運営操作が行えることとする。また、操作用パソコン、タッチパネル又は制御ソフトウェアに障害が発生した場合においても、少なくとも会議音声の拡声、主要なマイクの操作及び会議音声の録音を継続又は速やかに再開できる代替手段を有すること。代替操作は、議会事務局職員が簡易マニュアルに基づいて実施できるものとすること。主に必要な機能は以下の通りとする。

① 発言者のマイクを制御する機能
② マイク操作用のボタンは座席レイアウトに合わせて配置され、直感的

に操作が行いやすい操作画面を構築すること。

③ 発言者のマイク操作と連動し、話者の自動撮影が行える機能

④ 発言者のマイク操作と連動し、映像内に発言者の名称がテロップで自動表示される機能

⑤ 任意の文字情報を設定し、表示映像にテロップ表示する機能

⑥ 会議音声の録音、撮影映像の録画操作が行える機能

⑦ 出席議員数の表示、人数設定操作を行う機能

⑧ 発言残時間を表示、減算操作を行う機能

⑨ 議場内に設置するディスプレイに表示する映像を切り替える機能

⑩ 複数の映像を合成して表示を行う機能

⑪ 開会ブザーを鳴動する機能

⑫ 電子採決の開始、集計、表示を行う機能

(2) 音響・録音設備

① フルデジタル方式の会議ユニットは議長席 1 台、局長席 1 台、質問席 2 台、演台 2 台、議員席 20 台、執行部席 25 台（うち 1 か所は仮設席）の 51 台を各席に設置する。また、仮設席に設置するため、配線の取り外しができるように処置すること。なお、個別の会議ユニット又は接続部分に障害が発生した場合に、他の正常な会議ユニットの利用への影響を可能な限り限定できる構成とすること。また、故障した会議ユニット又はマイクロホンを容易に特定、切離し及び交換できる構造とすること。

② マイクロホンは 1 箇所以上の屈曲部を持つ構造とし、話者の口元に向けた状態で発言可能なものとする。

③ マイクヘッドに LED を搭載し、視覚的にマイクの ON/OFF 状態が確認できる構造とする。

④ モニター室収納架内に録音用のデジタルレコーダを設置し、会議音声を記録できるものとする。会議音声は会議録作成に使用するため、SD カードに音声ファイルとして保存され、容易に取り出しが可能であること。また、会議音声については、主要な録音機器、制御システム又は録音経路の障害に備え、主録音とは異なる機器又は経路によるバックアップ録音が可能な構成とし、主録音及びバックアップ録音の状態は、操作席から確認できること。

⑤ 音声字幕システム用 PC を設置し、会議音声を文字情報に変換し、議場

内に設置するディスプレイに表示可能とする。詳細は（5）音声字幕システムに記載のとおりとする。

⑥ 議場内のスピーカを更新し、会議音声が議長席、議員席、執行部席、傍聴席で明確に聞き取れるよう、適正な配置、台数を提案すること。

⑦ スピーカ設置にあたっては、ハウリング抑制に配慮された機材を選定し設置を行うこと。

⑧ 議場内１箇所に集音マイクを新設すること。

(3) 映像・録画設備

① 議場内に 86 型ディスプレイ 3 面を新設し、カメラ映像、採決結果、資料映像等を表示可能とする。設置箇所は、議場前方（執行部席裏）に 2 面、後方（傍聴席内）に 1 面を想定している。

② 現在、議場内左右に設置されているディスプレイを撤去し、新たに 55 型ディスプレイを設置する。主に出席議員数、発言残時間等の表示を想定している。

③ 議場内 4 箇所（議長席、市長席、質問席、操作席）に 10 インチ程度の小型卓上型ディスプレイを設置し、手元で発言残時間の確認が行えること。

④ 撮影用カメラ 3 台を更新する。うち 2 台はコンビネーションカメラ、1 台は固定式とし、設置場所は市と協議のうえ決定するものとする。

⑤ カメラ映像を録画できること。録画デッキは設機器の再使用を想定している。ただし、受注者は既設機器の状態、メーカーの修理・部品供給状況、新システムとの接続可否及び継続利用上のリスクを確認し、継続利用の可否を提案すること。継続利用が適当でない場合は、その理由、代替方法及び更新費用を明示すること。また、既設機器の障害が新設設備へ波及しない構成とし、既設機器と新設設備との責任分界を明確にすること。

⑥ 撮影された映像を庁内のテレビ放送に自主放送番組として放映可能とする。なお、自主放送用の OFDM 変調器は既存機器を再使用し、保守性を高めることを目的に、現状の機器収納架に設置された既設ヘッドエンド機器を移動し、議場設備の映像を庁舎内放送設備から簡易に切り離しできるようにする。また、受注者は既設機器の状態、メーカーの修理・部品供給状況、新システムとの接続可否及び継続利用上のリスクを確認し、継続利用の可否を提案すること。継続利用が適当でない

場合は、その理由、代替方法及び更新費用を明示すること。また、既設機器の障害が新設設備へ波及しない構成とし、既設機器と新設設備との責任分界を明確にすること。

⑦ 演壇・質問席に資料表示用の HDMI コンセントを設置し、ノートパソコンやタブレットを接続し発言時に議場内ディスプレイに表示可能なこととする。

⑧ 今回の更新で、ディスプレイ数や表示可能映像の種類が増えるため、議会運営にあたり映像表示方法などを検討・改善し、操作性を含めて柔軟に対応可能な構成とすること。

(4) 電子採決設備

① 議長席と議員席 20 席に電子採決を行うためのスイッチを設置する。

② 採決結果は、議場内に設置するディスプレイに表示可能とする。

③ 採決ボタンは投票参加者が自身の採決状況を目視で確認できるよう、ボタンが点灯する等の措置が施されていること。

④ 採決の進行（開始、集計等）は議場内操作席に設置するタッチパネルで操作が行えること。

(5) 音声字幕システム

① 傍聴席に議場内の音声を自動でテキストに変換して表示する 50 型程度のディスプレイを設置し、リアルタイム字幕標示の 3 行程度と配信映像を合成した映像表示を可能とすること。なお、設置場所については、壁面を予定しているが、傍聴席からの視認性や安全性を考慮のうえ、市と協議を行い設置すること。

② 音声字幕システムは市で既に契約している「Scribe Assist」を使用する。

③ 音声字幕システム用パソコンを新たに設置し、①で設置するモニターへ接続できるようにするため、HDMI 出力と接続するための映像音声入力口を用意すること。なお、接続方法は有線を想定しており、パソコンの設置場所は市と協議のうえ、決定するものとする。

④ リアルタイム字幕表示の 3 行程度を議場の配信映像と合成し、字幕付きライブ中継を行えるよう、合成器と接続するための配線と接続口を用意すること。

(6) 議会中継システムとの連携

① モニター室に設置されている議会中継システムへ、映像・音声信号を提供できること。その際、必要な配線は、本調達内で実施すること。

② 議会中継システムに提供する信号形態は、議会中継システム導入業者と協議の上決定するものとする。

③ 議会中継システムへ提供する映像・音声信号について、信号形式、接続箇所、配線、同期、音量・画質、障害時の影響及び責任分界を明確にし、議会中継システム事業者と協議の上、接続試験を実施すること。

(7) 情報提供設備（デジタルサイネージ設備）

① 議会棟1Fに65型程度のディスプレイを設置し、来庁者へ案内情報等のインフォメーションを提供可能とする。

② デジタルサイネージ設備を導入し、議会事務局内に設置するノートパソコンで表示コンテンツの登録、表示スケジュール等を設定可能とする。設定後は設定したスケジュール内容で自動表示される。

③ 使用するコンテンツは、会議情報や催事開催の情報等の静止画コンテンツの他、動画コンテンツも取扱い可能なこと。

④ コンテンツの表示は、全画面コンテンツの他、複数のコンテンツを組み合わせて表示することも可能とする。

⑤ テロップ表示による文字情報の表示も可能とする。

⑥ 議会事務局内に65型程度のディスプレイを設置し、議員の登退庁状況と議会情報等のモニター表示が行えるものとする。

(8) 登退庁表示設備

① 議会事務局前に議員の登退庁状況を操作するためのタッチパネル（24型程度）を設置する。

② ①のタッチパネルと連動する「議員の登退庁状況を表示するためのディスプレイ（43型程度)」を議場入口前、議会棟１Ｆにそれぞれ1台ずつ設置する。設置方法は市と協議のうえ、決定するものとする。また、タッチパネルで更新した登退庁状況が、各表示用ディスプレイに速やかに反映されること。なお、議会棟１Ｆに設置するディスプレイについては、（７）①で設置するモニターと併用可能（画面を分割して表示するなど）であれば併用でも良い。

③ 登退庁情報の更新や設定変更をするための管理パソコン（デジタルサイネージ用の管理パソコンと兼用想定）を議会事務局に設置する。また、表示する議員名板の名称、表示する状態区分及び表示名称は、管理パソコンの操作にて容易に設定又は変更できること。

④ 登退庁表示設備を管理するサーバーをモニター室（本会議場映像音響設備用の収納架内を想定）に設置する。

5. 設置関係

(1) システム構築に必要な配線は、本業務内で実施すること。なお、今後議場内の配線の引き直し予定はないため、本業務内での配線引き直しを基本とする。ただし、既設配線を利用できると判断した場合、敷設方法等を含め、市と協議のうえ実施すること。

(2) 配線類は露出を避けて実施すること。止むを得ず露出となる際は、カバー等で処理をし、通行の妨げにならないよう配慮すること。

(3) 不要となる既存機器は撤去すること。また、発注者と協議の上、適切な方法で廃棄することとし、廃棄後マニフェストを提出すること。

(4) システムの構築にあたり、定例月議会中の使用日を避けて工事を行うため、工程表を提出して、業務実施日程の打ち合わせを実施すること。

＜参考＞

・令和 8 年 9 月定例月議会：8/28（金）～ 9/17（木）
・令和 7 年 9 月定例月議会：9/1（月）～ 9/19（金）
・令和 5 年 12 月定例月議会：11/28（火）～ 12/13（水）

※令和 9 年 12 月定例月議会は通常市議会議員選挙直前の定例月議会となるため、12 月定例月議会は、同様の令和 5 年 12 月定例月議会のスケジュールを参考とする。

(5) 着工前に、受注者社員の有資格者にて、労働安全衛生法、大気汚染防止法その他関係法令に基づき石綿含有物の事前調査を実施すること。また、実施後は行政機関に報告を行なうこと。

(6) 事前調査は、設計図書等による書面調査及び現地での目視調査を行うものとする。石綿含有の有無が明らかでない場合、必要に応じて分析調査を実施すること。

(7) 建築物に石綿含有物が確認された場合は、受注者社員の有資格者が立ち合いの元、飛散防止措置を施した作業を実施すること。また、従事者も該当する資格を有すること。

6. 試験

(1) 受注者は、本市と協議の上で受入試験計画書を作成し、通常運用及び障害時運用に関する試験を実施すること。試験後は、試験項目、実施結果、発生した不具合、対処内容及び未解決事項をまとめた受入試験報告書を提出すること。なお、主な確認項目として、次を想定している。

・全マイク及び全会議ユニットの動作
・会議ユニット1台を切り離した場合の他席への影響
・発言者、カメラ及びテロップの連動
・録音・録画、録音状態の表示及びファイル取出し
・主録音停止を想定したバックアップ録音への切替
・制御用パソコン又はタッチパネル停止時の代替操作
・全ディスプレイの表示及び表示切替
・電子採決の模擬試験及び手作業への切替
・字幕表示及び映像合成
・議会中継システムとの接続
・サイネージのスケジュール表示
・登退庁表示
・停電、復電及び通常運用への復帰
・設定情報のバックアップ及び復元
・長時間連続稼働
・音圧、音声明瞭度及びハウリングの確認　等

7. 保証等

(1) 受注者は、作業中の過失により発注者の所有物に損害を与えた場合は速やかに申し出るとともに、受注者の責任において速やかに補償・復旧を行うこと。

(2) 製品保証については、完成検査合格日を起算日とし、各製品に適用されるメーカー保証期間中に、適正な取扱いのもとで生じた保証対象の不具合について、無償修理又は交換等の対応を行うこと。

(3) 機器単体で長期保証のものについては、その期間に準ずること。

(4) 契約不適合が認められた場合には、受注者において速やかに対応（原因の特定、製品入替やソフトウェア更新等を含めた不具合解消等）すること。

(5) 受注者は、主要機器及びソフトウェアについて、提案時点におけるメーカー保証期間、修理対応予定期間、部品供給予定期間及びサポート予定期間を明示すること。提案時点で製造終了又はサポート終了が公表されている製品を採用する場合は、その理由、代替機及び将来の保守方法を明示すること。

8. 取扱説明・マニュアルの作成等

(1) システムの操作方法を習得するための取扱説明を実施すること。

(2) 取扱説明に当たっては、操作マニュアル、管理マニュアルを作成し、提供すること。なお、操作マニュアルは、簡易なものと詳細なものを両方提供すること。また、機器及びシステムの更新や変更があるときは、随時マニュアルを更新すること。

(3) 動作訓練期間を考慮し、本会議前2週間程度は、トレーニング期間を確保できる業務工程を組むこと。

(4) 導入後初回の本会議については、導入サポートのためシステム操作に精通した者が立ち合いを実施すること。

(5) その他導入後の操作方法の確認を含む問合せ対応については、本市と協議の上、対応すること

9. 保守体制・内容

(1) 発注者の要求に応じて、納入後の設備維持を目的とし、議場設備に精通した技術者による保守体制を有すること。

(2) 以下の事項を本市と協議の上で定め、速やかに復旧に着手可能な保守体制を構築すること。

・障害の重要度に応じた対応区分
・障害受付から復旧までの基本的な対応フロー
・本会議開催中又は開催直前の重大障害に対する優先対応
・メーカー及び他システム事業者との連携体制
・障害報告、原因分析及び再発防止

(3) インターネット回線、携帯電話回線その他の外部通信回線を利用してリモート保守を行う場合は、接続方式、対象機器、利用目的、認証方法、接続可能時間、アクセス制御、操作・接続ログの取得及び保管、障害時の停止方法並びに保守終了時のアカウント・回線の廃止方法を明示すること。また、リモート接続は、本市の承認を得た場合に限り実施できるものとし、

常時接続の要否及び運用方法については本市と協議すること。なお、リモート保守用回線の初期費用、通信費及び保守費用の負担区分を明示すること。

10. 提出書類

本業務の受託者は、業務完了時に以下の成果物を提出すること。

(1) 完成図書（システム構成図、配線図・接続図、機器収納架姿図、音圧測定結果資料、システム取扱説明マニュアル等を含む）1 部
(2) 各機器付属の取扱説明書、保証書等をまとめたもの
(3) 運用支援・障害対応の担当者連絡先等を記載した体制図
(4) 主要機器一覧（メーカー、型番、製造番号、保証期間を含む）
(5) システム構成図及び機器間の接続関係図
(6) 物理・論理ネットワーク構成図
(7) IP アドレス等の主要な設定情報
(8) 既設再利用機器及び他システムとの接続関係・責任分界一覧
(9) 障害発生時の影響範囲及び代替運用一覧
(10) 設定情報のバックアップデータ（市が保管できる形式で納品すること）
(11) 設定情報のバックアップ取得及び復元手順
(12) 停電・復電時の操作手順
(13) 主要機器故障時の簡易切替・代替運用手順
(14) 受注者の保守窓口の連絡先
(15) 受入試験計画書及び受入試験結果報告書
(16) その他受託者が必要と判断したもの又は本市から指示のあったもの

11. 法令遵守・留意事項

(1) 本業務の履行に当たり、個人情報及び業務によって知り得た情報の秘密を保持し、かつ目的外に使用しないこと。
(2) 機器を設置する際は、転落・落下防止処理を施すこと。
(3) 接続回線敷設の際には、各配線にラベルを貼り付けること。

12. その他

(1) 本仕様書に取り決めのない事項については、相互協議の上決定すること。